

部落差別（同和問題）とは？

被差別部落（同和地区）の出身であることなどを理由に行われる差別。日本社会の歴史の中で形成された身分制度のもと、経済的、社会的、文化的に厳しい状態におかれ、今もなお、日常生活の中で基本的人権を侵害されるなど、日本固有の重大な人権問題のことで、

あらゆる差別とは？

部落差別を含む、全ての人権問題のことで、ほかにも、女性・子ども・高齢者・障がい者・外国人・HIV感染者やハンセン病患者等・性的少数者の人々が抱えている問題などがあります。



※こうした差別は、当事者に原因があるのではなく、社会全体で解消していかなければならない問題です！

1 条例制定の背景と必要性



平成28年に個別の人権課題解決のための人権三法（障害者差別解消法・ヘイトスピーチ解消法・部落差別解消推進法）が施行され、実効性のある取り組みが求められていること。

今もなお、部落差別が解消されずに現存していること。



朝倉市において、平成29年7月の九州北部豪雨災害の際、ボランティア希望者から、同和地区差別問い合わせ事象が発生しています。



インターネットによる差別書き込みや誹謗中傷を行う、新たな差別事象が発生していること。



外国人や性的少数者に対する差別・偏見、子どもや高齢者に対する虐待等、社会情勢を反映した新たな人権侵害事象が発生していること。

2 条例の解説（改正のポイント）



「朝倉市部落差別をはじめあらゆる差別の解消を推進し人権を擁護する条例」は、既定の「朝倉市差別をなくし人権を守る条例」を改正し、制定されたものです。

1 条例の名称に「部落差別」の文言を明記

部落問題は、わが国固有の人権問題であり、その解決は、国の責務であり、国民的課題であると言われながらも、今なお、解消されていません。部落差別は決して許されないもので、解決すべき重要な課題であることから、“部落差別”の文言を明記しました。

2 基本理念に「部落差別解消推進法」等の法令を追記

これまでは基本理念が「日本国憲法」のみでしたが、新たに「部落差別解消推進法をはじめとするあらゆる法令」という文言を追記しました。（第1条：目的）

3 市／市民／事業者等の責務を明確化

わたしたちに求められていること……それは？

市（行政）

国・県・各種団体と連携し、人権侵害の実態把握とその行為者や関係者に対する研修等を実施し、再発防止に努める。
（第2条：市の責務等）



市民

地域社会の一員として、家庭、学校、地域、職場等社会のあらゆる分野において、不当な差別の解消に努める。
（第3条：市民の責務）



事業者等

事業活動を行うに当たっては、基本的人権を尊重し、不当な差別の解消に努める。
（第4条：事業者等の責務）



4 「相談体制」／「教育及び啓発活動」の充実を明記

条例の目的達成のための基本施策として、相談体制の充実と人権教育・啓発活動をさらに推進することとしました。（第5条：相談体制の充実／第6条：教育及び啓発活動の充実）

5 差別の「実態調査」の実施を明記

必要に応じて、差別の実態に係る調査を実施することとしました。（第8条：実態調査）

6 「意見の聴取」を明記

市の人権施策及び差別事象に関する対応等について、行政関係機関の職員や有識者、関係団体代表者等で構成する朝倉市人権教育・啓発懇話会の意見を聴くこととしました。

（第9条：意見の聴取）